

(証券コード9034)
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

株 主 各 位

千葉県東金市東金582番地
南 総 通 運 株 式 会 社
代表取締役社長 今 井 利 彦

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第117期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nanso.co.jp/ir-news/irnews-year/year2026/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県千葉市中央区問屋町1-45 千葉ポートスクエア内
TKPガーデンシティ千葉 4階 コンチェルト

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第117期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第117期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

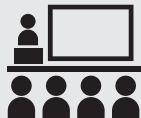
- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- お願い： 当日当社では、環境問題への取組みとして、当社役員及び係員がノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただきます。何卒、趣旨をご理解いただきご了承ください。軽装にてご来場ください。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



株主総会に出席して議決権を行使される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時00分必着



インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時00分まで

スマートフォンをご利用の株主様



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」をお読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコード®は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスのうえ、画面の案内に従って行っていただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(郵便用紙等のご請求)

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する)

「次の画面へ」をクリック

ログイン

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



① ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード
または仮パスワード

「ログイン」をクリック

ログイン

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国の経済は、雇用・賃金の改善から個人消費の回復の兆しが見られたものの、地政学的なリスクが続き、資源・原料価格の高騰による物価上昇のため、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済情勢の中、物流業界においては、国内貨物輸送量が減少するとともに、高止まりする燃料費、「物流2024年問題」への対応としての人件費などのコスト上昇により、企業経営を取り巻く環境は厳しい状況で推移いたしました。

当社グループは、軽油燃料費や電気料金の高騰が顕著であった経営環境のもと、物流拠点を核としたトータルロジスティクスを中心にお客様にご満足のいただける物流サービスをご提案・ご提供し、新規のお客様開拓、既存のお客様との取引拡大に積極的に取組むと同時に、お客様の物流最適化にご協力させていただくべく、高い品質を伴う輸送や倉庫内オペレーションの効率化と経費節減にも積極的に取組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収入は、16,498百万円（前期比2.4%増）となり、営業利益は2,018百万円（前期比0.0%増）、経常利益は2,028百万円（前期比0.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,352百万円（前期比△1.3%減）となりました。

(2) 企業集団の事業セグメント別営業収入

事業セグメント別	営業収入	構成比	前期増減比
	百万円	%	%
貨物自動車運送事業	7,072	42.9	7.4
倉庫事業	4,579	27.8	4.2
附帯事業	3,685	22.3	△1.3
不動産事業	728	4.4	△18.0
建設事業	932	5.6	122.6
その他の事業	289	1.8	△17.8
セグメント間の内部営業収入	△789	△4.8	194.4
合計	16,498	100.0	2.4

(3) 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特記事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第114期 (2023年3月期)	第115期 (2024年3月期)	第116期 (2025年3月期)	第117期 (2026年3月期) 当連結会計年度
営 業 収 入	14,424	15,480	16,106	16,498
親会社株主に帰属する当期純利益	1,082	1,583	1,370	1,352
1株当たり当期純利益	108.66円	158.97円	138.28円	143.25円
総 資 産	34,675	35,177	33,466	34,451

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(注) 2. 当社は2024年1月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第114期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第114期 (2023年3月期)	第115期 (2024年3月期)	第116期 (2025年3月期)	第117期 (2026年3月期) 当期
営 業 収 入	12,544	13,533	14,110	14,664
当 期 純 利 益	1,073	1,550	1,389	1,868
1株当たり当期純利益	107.75円	155.69円	140.18円	197.86円
総 資 産	31,497	32,187	30,647	32,240

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(注) 2. 当社は2024年1月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第114期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 企業集団の対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、中東情勢による原油高、アメリカの貿易政策の動向など不確定要素が多く、先行きの不透明感は継続するものと思われます。

当社グループは、これらの経済状況に加え、人員不足、人件費の高騰など、「物流2024年問題」を引き続き抱える厳しい経営環境とはなりますが、業務の効率化、コスト上昇分の価格転嫁に取り組むとともに、経営成績に大きな影響を及ぼす軽油価格の動向に注視するとともに、エネルギー資源の動静に起因する電気料金の高騰などに対する省エネルギー対策にも取り組みながら、コスト抑制を実施してまいります。

また、このような経営環境の下、当社グループ一丸となりシナジー効果を発揮させ「地域社会と共存共栄し、お客様から信頼を得る」、「物流を通じて社会生活を豊かにする」の経営理念のもと、一層の営業力強化と提案営業を積極的に展開し、お客様との信頼関係を構築して、高品質でより良いサービスの提供に向けた重点施策として「事業拡大」、「収益化構造の構築」、「人材育成と採用」、「働き方改革の実現」、「安全・衛生の推進強化」、「社会貢献」に取り組んでまいります。

その中でも「働き方改革の実現」では働き方改革関連法に伴う「2024年問題」への取り組み、「社会貢献」では「環境保全」として異常気象や自然災害など環境問題の課題に対して、エコドライブの継続強化、リトレッドタイヤの使用推進、環境適応車両の導入推進、照明設備のLED化等、脱炭素社会の実現に向けた資源・CO2削減の推進を重点的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
南 総 総 業 株 式 会 社	10百万円	100%	清涼飲料製造及び補助作業
南 総 建 設 株 式 会 社	20百万円	100%	建設業
南総タクシー株式会社	10百万円	99.9%	一般乗用旅客自動車運送事業

(8) 主要な事業内容

区域貨物運送業、倉庫業、その他運送に附随する事業、不動産業、清涼飲料水製造及び補助作業、建設業、各種製造業請負、一般乗用旅客自動車運送事業

(9) 主要な営業所及び事業所

① 当 社 本 社	千葉県東金市東金582番地
支 店	東金支店（千葉県東金市） 茂原支店（千葉県長生郡長柄町） 佐倉支店（千葉県佐倉市） 千葉支店（千葉市中央区） 茂原中央支店（千葉県長生郡長柄町） 茨城支店（茨城県龍ヶ崎市）
事業所	茂原東郷事業所（千葉県茂原市）
営業所	埼玉営業所（埼玉県本庄市）

② 子 会 社	南総総業株式会社	千葉県東金市東金
	南総建設株式会社	千葉県東金市東金
	南総タクシー株式会社	千葉県東金市東金

(10) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
866 名	(減) 28 名

(11) 借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	4,008
株 式 会 社 京 葉 銀 行	2,075
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	867
銚 子 信 用 金 庫	818
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	10
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	40
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	30

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,451,040株（自己株式548,960株を除く。）
 (3) 株主数 3,415名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	百株	%
総 和 商 事 株 式 会 社	6,120	6.4
今 井 利 彦	5,685	6.0
自 社 従 業 員 持 株 会	5,526	5.8
今 井 貴 美 子	2,869	3.0
宮 田 修	2,796	2.9
土 屋 任	2,485	2.6
株 式 会 社 エ ル マ ッ ク ス	2,340	2.4
S B S ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	2,320	2.4
中 村 隆 則	2,254	2.3
松 崎 知 人	1,600	1.6

- (注) 1. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除し小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	18,119株	6名
社外取締役	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	今 井 利 彦	
取 締 役 副 社 長	今 関 仁 孝	営業本部長 南総タクシー株式会社取締役
取締役専務執行役員	青 木 勝 也	東金支店長
取 締 役	伊 藤 和 久	南総総業株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	川 崎 誠	茂原支店長兼茂原中央支店長 南総総業株式会社取締役
取締役執行役員	田 中 英 之	南総建設株式会社取締役
取 締 役	菅 野 茂 徳	菅野法律事務所代表
取 締 役	吉 澤 智 子	社会保険労務士吉澤事務所代表 労働保険事務組合中小企業商工者協会理事長
取 締 役	高 橋 由美子	
常 勤 監 査 役	高 橋 久 美	
監 査 役	大 坪 照 康	株式会社新千葉カントリー倶楽部代表取締役 フジ産業株式会社代表取締役
監 査 役	菊 地 豊	
監 査 役	御 子 柴 顯	御子柴顯公認会計士事務所代表

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

就任	川崎誠 田中英之 高橋由美子 高橋久美	2025年6月27日定時株主総会において選任され同日就任
退任	平原裕之 矢野政信 古川幸男	2025年6月27日任期満了により退任

2. 取締役菅野茂徳、吉澤智子、高橋由美子の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役大坪照康、菊地豊、御子柴顯の各氏は、社外監査役であります。
4. 菅野茂徳、吉澤智子、高橋由美子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 社外役員に関する事項

① 取締役

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	菅 野 茂 徳	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての豊富な経験、特に企業法務の幅広い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	吉 澤 智 子	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、社会保険労務士としての豊富な企業サポート経験と幅広い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	高橋 由美子	選任後の当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、行政の要職を歴任した幅広い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 取締役菅野茂徳氏が代表を務める菅野法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、報酬額は極めて少額であり、意思決定に影響を及ぼすことはないと判断しております。
2. 取締役吉澤智子氏が代表を務める社会保険労務士吉澤事務所と当社の間に特別な取引関係はありません。また、同氏が理事長を務める労働保険事務組合中小企業商工者協会と当社の間に特別な取引関係はありません。

② 監査役

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	大 坪 照 康	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	菊 地 豊	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	御子柴 顯	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 監査役大坪照康氏が代表取締役を務める株式会社新千葉カントリー倶楽部、フジ産業株式会社と当社の間に特別な取引関係はありません。
2. 監査役御子柴顯氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役御子柴顯氏が代表を務める御子柴顯公認会計士事務所と当社の間に、特別な取引関係はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2025年5月15日開催の取締役会にて新たに決議いたしました。その内容は、中長期的視点で経営に取組みつつ、株主様への利益還元の観点から単年度の業績の向上、利益確保を追求するという考えの下、取締役の報酬は、固定金銭報酬と株主様とのより一層の価値共有を進め企業価値向上を図ることを目的とした譲渡制限付株式報酬、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的とした業績連動報酬によって構成するものとしたしました。業績連動報酬の算定指標は事業の成績を表す重要な指標である「営業利益」とし、「営業利益」を基に取締役会で定めた算定式により算出するものとしたします。当該指標を選択した理由は、中長期的な経営の安定という視点から本業である物流事業での利益の確保が重要と考え、当該指標を選択するものであります。また、固定報酬と業績連動報酬の構成比は、業績連動報酬は3割程度としております。なお、第117期事業年度の取締役報酬の算定指標となる第116期事業年度の営業利益は、連結2,018,097千円、単体1,753,174千円でありました。

第117期事業年度の取締役報酬につきましては、上記方針に基づき、2025年7月15日開催の取締役会において報酬を決定しております。

また、決定した報酬は、金銭及び譲渡制限付株式報酬の固定報酬部分については当社規程に基づくものであり、業績連動報酬については、算定指標である営業利益から多角的に検討された算定式により算出されたものであり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬のみで構成することとし、社外取締役の報酬額は取締役会、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2006年6月29日開催の定時株主総会において取締役の報酬額の上限を年額264,000千円、監査役の報酬額の上限を年額18,000千円とそれぞれ決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数

は3名であります。

また、上記と別枠で2025年6月27日開催の定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）への譲渡制限付株式報酬総額の上限を年額100,000千円以内、処分される株式総数は年125,000株以内と決議されております。当該定時株主総会終結の時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	176 (10)	85 (9)	59 (一)	18 (一)	13 (0)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	11 (6)	11 (6)	— (一)	— (一)	— (一)	5 (3)

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

42,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

45,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当社監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の妥当性及び適切性を確認するとともに、取締役会、関係各部署からの報告、聴取を通じて、従前の事業年度における職務遂行状況、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、当該報酬額を相当であると確認したものであります。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」に係る現状調査及び影響分析の助言業務」についての対価を支払っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法上の監査の報酬等を含めております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム構築の基本方針は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「南総通運グループ コンプライアンスガイドライン」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び使用人の法令遵守体制の強化推進を行う。
 - (2) コンプライアンス担当責任部署により、役職員に対し教育・研修を継続的に行う。
 - (3) 監査役は取締役及び使用人の職務の遂行について監査を行う。
 - (4) 社長直轄の監査部を設置し、取締役及び使用人のその職務の執行においての法令、定款及び社内規程の遵守状況について監査を行う。
 - (5) 内部通報体制を整備し、取締役及び使用人の法令・定款違反を未然に防止するとともに違反行為に対しては、懲罰規程に基づき厳正に処分する。
 - (6) 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては警察・弁護士等と連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行に係る電磁的記録を含む重要な文書、情報については「文書管理規程」に従い保存期間、責任部署を規定し保管、管理する。
 - (2) 取締役及び監査役はいつでもこれらの保管された文書、情報を閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、リスクの管理体制を明確化し、有事の際の迅速かつ適切な緊急連絡体制と緊急事態に対する体制を整備する。
 - (2) 監査部は各責任部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
 - (3) 役職員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
 - (4) 取締役会は、リスク管理体制につき定期的な見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 決裁規程を定め、重要性に応じた意思決定を迅速に行う。
 - (2) 組織規程、業務分掌把握規程等の規定を定め、業務を効率的に遂行する。
 - (3) 取締役会は、中長期経営計画・戦略を策定し、その進捗等につき定期的な検証を行う。
 - (4) 監査役又はその補助人はこれらの業務運営の内部監査を行い、これらの体制の検証を行う。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規定その他の体制」、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」につき、グループとしての管理体制を整備する。
 - (2) グループ各社は、当社と情報共有、連絡体制の強化を図る。
 - (3) 監査部は、当社グループ各社に対し監査を実施する。
 - (4) グループ各社の取締役及び使用人は経営状況、財務状況につき当社取締役会等において定期的に報告を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な員数、求められる資質等を協議の上、適切に配置する。
 - (2) 監査役の補助に当たる使用人は、監査役の指揮命令の下業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (3) 監査役の補助に当たる使用人の任命、異動、懲戒等については、監査役の意見、同意を得て行うものとする。
 - (4) 取締役及び使用人は、監査役の補助に当たる使用人の業務が円滑に行われるように監査環境の整備に協力する。

7. 監査役に報告をするための体制、並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従い取締役及び使用人から報告を受ける。
 - (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
 - (3) 内部監査部署は、その監査計画や監査結果を監査役に定期報告する。
 - (4) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそれらのおそれのある事実を発見した場合は直ちに当社担当部署に報告する。
 - (5) グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の事業の状況、コンプライアンス、内部統制システムの整備・運用状況につき当社担当部署に定期報告する。
 - (6) グループ会社より報告を受けた当社担当部署は直ちに監査役に報告する。
 - (7) 内部通報体制の対象にグループ会社を含め、重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
 - (8) 監査役は、取締役及び使用人から得た情報について、第三者に報告の義務を負わない。
 - (9) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還等を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行により生じたものでないことを証明できる場合を除きこれに応じる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他重要な会議に出席する機会を確保する。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、意見交換、グループ会社調査等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (3) 監査役は、監査の実施及びその活動に当たり必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法その他法令等に基づき、有効かつ適正な内部統制の体制の整備をするとともに、会計監査人との連携を図り、継続的に財務報告及び体制の検証を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）におきましては、基本方針に基づき以下の取組みを行っております。

1. 当社及びグループ各社の内部統制システムの整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。
2. 当社及びグループ各社の役職員に対し、社内研修において、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、教育、説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを行っております。
3. 当社のグループ経営戦略会議にグループ各社の取締役が出席し、経営状況、財務状況及び内部統制システムの運用状況等の報告を継続して行っております。
4. 監査部は、年間活動計画に基づき、当社及びグループ各社の各部門の業務執行につき監査を実施し、その結果につき代表取締役へ報告を行っております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,424,387	流 動 負 債	4,650,120
現 金 及 び 預 金	4,232,678	支払手形及び営業未払金	547,873
受取手形及び営業未収金	1,768,897	短 期 借 入 金	1,188,200
電 子 記 録 債 権	296,733	一年内返済予定長期借入金	743,808
そ の 他	126,113	未 払 法 人 税 等	363,542
貸 倒 引 当 金	△35	賞 与 引 当 金	361,412
固 定 資 産	28,027,239	そ の 他	1,445,284
有 形 固 定 資 産	26,813,097	固 定 負 債	6,886,215
建 物 及 び 構 築 物	8,179,251	長 期 借 入 金	5,917,706
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	596,015	繰 延 税 金 負 債	58,542
土 地	16,696,942	長 期 未 払 費 用	105,428
建 設 仮 勘 定	1,249,658	退 職 給 付 に 係 る 負 債	337,766
そ の 他	91,229	資 産 除 去 債 務	33,089
無 形 固 定 資 産	58,844	預 り 保 証 金	433,683
投資その他の資産	1,155,298	負 債 合 計	11,536,336
投 資 有 価 証 券	620,537	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	363,686	株 主 資 本	22,598,044
そ の 他	194,133	資 本 金	538,500
貸 倒 引 当 金	△23,059	資 本 剰 余 金	504,699
		利 益 剰 余 金	22,123,902
		自 己 株 式	△569,057
		その他の包括利益累計額	317,235
		その他有価証券評価差額金	317,235
		非 支 配 株 主 持 分	11
		純 資 産 合 計	22,915,291
資 産 合 計	34,451,627	負 債 純 資 産 合 計	34,451,627

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収入		16,498,936
営業支出		13,568,521
営業総利益		2,930,414
一般管理費		911,736
営業利益		2,018,677
営業外収益		
受取利息	8,465	
受取配当金	13,568	
保険配当金	6,042	
受取保険金	4,551	
受取手数料	2,011	
助成金収入	4,648	
車輜売却益	10,506	
補助金収入	16,065	
保険解約返戻金	5,027	
その他の	14,621	85,509
営業外費用		
支払利息	69,386	
その他の	6,197	75,584
経常利益		2,028,603
特別損失		
減損損失	12,580	12,580
税金等調整前当期純利益		2,016,022
法人税、住民税及び事業税	655,795	
法人税等調整額	7,481	663,276
当期純利益		1,352,746
非支配株主に帰属する当期純損失		△4
親会社株主に帰属する当期純利益		1,352,751

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
2025年4月1日残高	538,500	497,585	21,290,395	△592,392	21,734,089
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△519,244		△519,244
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,352,751		1,352,751
自 己 株 式 の 取 得				△43	△43
自 己 株 式 の 処 分		7,113		23,377	30,491
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	7,113	833,507	23,334	863,955
2026年3月31日残高	538,500	504,699	22,123,902	△569,057	22,598,044

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日残高	241,171	241,171	15	21,975,276
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△519,244
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,352,751
自 己 株 式 の 取 得				△43
自 己 株 式 の 処 分				30,491
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	76,064	76,064	△4	76,059
連結会計年度中の変動額合計	76,064	76,064	△4	940,014
2026年3月31日残高	317,235	317,235	11	22,915,291

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は次の3社であり、全ての子会社を連結しております。

南総総業株式会社

南総建設株式会社

南総タクシー株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～38年

構築物 10年～30年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時に損益処理しております。

③ 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 一時点での収益の認識（貨物自動車運送事業、倉庫事業、附帯事業、その他事業）

貨物自動車運送事業、倉庫事業、附帯事業において、顧客と約束した一連の財又はサービスを単一の履行義務として識別しております。

貨物自動車運送事業においては、履行義務が充足するまでの期間が短期間であることから輸送完了日、倉庫事業においては、保管・入出庫完了日、附帯事業においては、完了した作業の検収日に、約束した一連の財又はサービスの支配が顧客に移転した時点として収益を認識しております。

② 一定期間にわたる収益の認識（建設事業）

建設事業に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

決算日における工事進捗度の見積方法

発生原価に基づくインプット法によっております。

進捗率を見積ることのできない工事契約

原価回収基準で収益を認識する方法によっております。

③ その他（不動産事業）

不動産事業に係る収益は、商業用施設等の不動産の賃貸を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号2007年3月30日）等に基づき収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	26,813,097千円
減損損失	12,580千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、資産グループより生じる将来キャッシュ・フローを見積り、有形固定資産の減損損失の認識検討を実施しております。重要な資産グループである宮本倉庫グループ（資産グループ有形固定資産簿価計3,842,965千円）を含め、減損の兆候が生じている資産グループについては、翌連結会計年度の予算、主要な資産の残存使用年数、並びに各資産グループに応じた価格下落リスク及び空き室リスク等、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき割引前将来キャッシュ・フロー総額の見積りを行っております。また、将来キャッシュ・フローに含まれる処分コスト控除後の正味売却価額は、第三者の不動産鑑定評価を基礎として見積りを行っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動、及び顧客との賃貸借契約締結状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、資産グループの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	788,313千円
土 地	10,001,308
計	10,789,622

(2) 担保に係る債務

短期借入金	770,000千円
一年内返済予定長期借入金	462,791
長期借入金	3,642,155
預り保証金	73,864
計	4,948,811

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,126,700千円

(連結損益計算書注記)

1. 減損損失に関する事項

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所	その他	金 額
賃貸用不動産	建物等	千葉県長生郡長南町		12,580千円

(グルーピングの方法)

原則として支店、営業所における倉庫等ごとに区分し、賃貸用不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

(経 緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている、または市場価格の著しい下落等が認められる拠点のうち、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っている拠点については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は使用価値により測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	10,000,000	—	—	10,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	235,712千円	25円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月30日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	283,531千円	30円00銭	2025年 9月30日	2025年 12月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 378,041千円
- ② 1株当たり配当額 40円
- ③ 基準日 2026年3月31日
- ④ 効力発生日 2026年6月29日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び営業未収金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、支払手形及び営業未払金については、短期間で決済されるものであり、流動性リスクは限定的であります。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額17,520千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形及び営業未収金、電子記録債権、支払手形及び営業未払金、短期借入金（ただし、一年内返済予定の長期借入金を除く）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	603,017	603,017	—
(2) 長期借入金	(6,661,514)	(6,552,975)	△108,538

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが、それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	603,017	—	—	603,017
資産計	603,017	—	—	603,017

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	6,552,975	—	6,552,975
負債計	—	6,552,975	—	6,552,975

(注)時価の算定に用いた評価技法及び算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、借入当初からの金利変動及び信用スプレッドの変動相当額を、帳簿価額に調整することによって時価を算定しており、当社自身の信用スプレッドについては直近の調達レートを参照していることから、レベル 2 の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県等において賃貸用の店舗、事務所及び倉庫等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
22,501,313千円	23,821,838千円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の記載のとおりであります。

(単位：千円)

	貨物自動車運送事業	倉庫事業	附帯事業	不動産事業
顧客との契約から生じる営業収入	7,056,154	4,579,662	3,685,188	—
その他の営業収入	—	—	—	724,649
外部顧客への営業収入	7,056,154	4,579,662	3,685,188	724,649

	建設事業	計	その他	合計
顧客との契約から生じる営業収入	165,770	15,486,777	287,509	15,774,286
その他の営業収入	—	724,649	—	724,649
外部顧客への営業収入	165,770	16,211,426	287,509	16,498,936

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,424円63銭
1株当たり当期純利益	143円25銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

南 総 通 運 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 義 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 肝 付 晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南総通運株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南総通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

南総通運株式会社 監査役会

常勤監査役	高 橋 久 美 ㊞
監 査 役（社外監査役）	大 坪 照 康 ㊞
監 査 役（社外監査役）	菊 地 豊 ㊞
監 査 役（社外監査役）	御子柴 顯 ㊞

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,982,042	流 動 負 債	4,125,310
現 金 及 び 預 金	2,982,290	営 業 未 払 金	531,397
受 取 手 形	20,444	短 期 借 入 金	1,188,200
営 業 未 収 金	1,551,749	一年以内返済予定長期借入金	611,484
電 子 記 録 債 権	296,733	未 払 金	42,798
貯 蔵 品	21,645	未 払 費 用	448,319
前 払 費 用	70,496	未 払 法 人 税 等	338,641
そ の 他	38,682	未 払 消 費 税 等	115,864
		預 り 金	98,108
固 定 資 産	27,258,204	前 受 金	199,681
有 形 固 定 資 産	25,558,942	賞 与 引 当 金	317,400
建 築 物	6,396,508	そ の 他	233,414
構 築 物	1,237,539	固 定 負 債	6,594,380
車 両 及 び 運 搬 具	586,875	長 期 借 入 金	5,763,292
工 具、器 具 及 び 備 品	82,209	退 職 給 付 引 当 金	319,426
土 地	15,958,460	資 産 除 去 債 務	33,089
建 設 仮 勘 定	1,297,348	預 り 保 証 金	382,885
無 形 固 定 資 産	55,091	長 期 未 払 費 用	95,686
借 地 権	26,171		
水 道 施 設 利 用 権	9,434	負 債 合 計	10,719,690
電 話 加 入 権	5,469		
ソ フ ト ウ ェ ア	14,015	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,644,171	株 主 資 本	21,306,035
投 資 有 価 証 券	450,003	資 本 金	538,500
関 係 会 社 株 式	752,827	資 本 剰 余 金	504,699
出 資 金	15,390	資 本 準 備 金	497,585
破 産 更 生 債 権 等	18,647	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,113
繰 延 税 金 資 産	201,985	利 益 剰 余 金	20,831,893
差 入 保 証 金	65,369	利 益 準 備 金	91,035
そ の 他	162,904	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,740,857
貸 倒 引 当 金	△22,957	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	16,428
		別 途 積 立 金	15,050,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,674,429
		自 己 株 式	△569,057
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	214,520
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	214,520
		純 資 産 合 計	21,520,556
資 産 合 計	32,240,247	負 債 純 資 産 合 計	32,240,247

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 入	14,664,146
営 業 支 出	12,081,371
営 業 総 利 益	2,582,775
一 般 管 理 費	854,226
営 業 利 益	1,728,548
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	6,051
受 取 配 当 金	717,134
受 取 手 数 料	24,625
受 取 保 険 金	4,318
受 取 助 成 金	2,855
補 助 金 収 入	16,065
車 輜 売 却 益	9,795
そ の 他	10,616
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	67,405
そ の 他	6,157
経 常 利 益	2,446,448
特 別 損 失	
減 損 損 失	12,670
子 会 社 株 式 評 価 損	9,810
税 引 前 当 期 純 利 益	2,423,968
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	579,700
法 人 税 等 調 整 額	△24,157
当 期 純 利 益	1,868,425

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
2025年4月1日残高	538,500	497,585	－	497,585	91,035	36,011	14,550,000	4,805,665	19,482,712
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△519,244	△519,244
当期純利益								1,868,425	1,868,425
自己株式の取得									
自己株式の処分			7,113	7,113					
固定資産圧縮積立金取崩額						△19,583		19,583	－
別途積立金積立額							500,000	△500,000	－
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額（純額）									
当事業年度中の変動額合計	－	－	7,113	7,113	－	△19,583	500,000	868,763	1,349,180
2026年3月31日残高	538,500	497,585	7,113	504,699	91,035	16,428	15,050,000	5,674,429	20,831,893

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
2025年4月1日残高	△592,392	19,926,406	136,819	20,063,225
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△519,244		△519,244
当期純利益		1,868,425		1,868,425
自己株式の取得	△43	△43		△43
自己株式の処分	23,377	30,491		30,491
固定資産圧縮積立金取崩額				—
別途積立金積立額				—
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額（純額）			77,701	77,701
当事業年度中の変動額合計	23,334	1,379,629	77,701	1,457,330
2026年3月31日残高	△569,057	21,306,035	214,520	21,520,556

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～38年

構築物 10年～30年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時に損益処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 一時点での収益の認識(貨物自動車運送事業、倉庫事業、附帯事業、その他事業)

貨物自動車運送事業、倉庫事業、附帯事業において、顧客と約束した一連の財又はサービスを単一の履行義務として識別しております。

貨物自動車運送事業においては、履行義務が充足するまでの期間が短期間であることから輸送完了日、倉庫事業においては、保管・入出庫完了日、附帯事業においては、完了した作業の検収日に、約束した一連の財又はサービスの支配が顧客に移転した時点として収益を認識しております。

(2) その他(不動産事業)

不動産事業に係る収益は、商業用施設等の不動産の賃貸を行っており、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号2007年3月30日)等に基づき収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

有形固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 25,558,942千円

減損損失 12,670千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記)有形固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物 724,264千円

土地 10,018,877

計 10,743,141

(2) 担保に係る債務

短期借入金 770,000千円

一年内返済予定長期借入金 437,795

長期借入金 3,637,909

預り保証金 73,864

計 4,919,569

2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,542,969千円

3. 保証債務

連結子会社の金融機関からの借入債務に対して、保証を行っております。

南総総業株式会社 123,280千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 24,672千円

短期金銭債務 49,890千円

長期金銭債権 79,336千円

長期金銭債務 400千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引高

営 業 収 入 185,965千円

営 業 費 用 300,845千円

(2) 営業取引以外の取引高

資産購入高 673,462千円

そ の 他 726,531千円

2. 減損損失に関する事項

当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所	その他	金 額
賃貸用不動産	建物等	千葉県長生郡長南町		12,670千円

(グルーピングの方法)

原則として支店、営業所における倉庫等ごとに区分し、賃貸用不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

(経 緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている、または市場価格の著しい下落等が認められる拠点のうち、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っている拠点については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は使用価値により測定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 548,960株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	20,791千円
賞与引当金	113,621
ゴルフ会員権評価損	6,510
貸倒引当金	5,743
長期未払費用	29,563
退職給付引当金	98,383
減損損失	112,152
資産除去債務	10,191
その他	97,199
小計	494,157
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△198,286
合計	295,870

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	7,312千円
資産除去債務に対応する除去費用	2,353
その他有価証券評価差額金	84,218
合計	93,884

繰延税金資産の純額

201,985千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	南総総業 株式会社	所有 直接 100.0%	営業取引 役員の兼任	倉庫保管、運送 業務の受注	178,391	営業未収金	17,854
				倉庫保管、附帯 作業の外注	225,514	営業未払金	5,553
				債務保証(注2)	123,280	—	—
	南総建設 株式会社	所有 直接 100.0%	営業取引 役員の兼任	倉庫設備等の 建設及び修繕	671,686	未払金	23,477

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注2) 当社は連結子会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っておりますが、保証料の受取はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,277円06銭

1株当たり当期純利益 197円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

南 総 通 運 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 義 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 肝 付 晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南総通運株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用されている規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

南総通運株式会社 監査役会

常勤監査役	高 橋 久 美 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	大 坪 照 康 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	菊 地 豊 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	御子柴 顯 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保に意を用いつつ、安定的な配当維持に努めることを基本方針としております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円00銭

総額 378,041,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 菊地豊氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
社外 し みず あきら 清 水 明 (1960年11月24日)	1984年4月 日本通運株式会社入社 2007年11月 同社宅配便事業統合推進本部専任部長 2011年6月 同社東京ベイエリア支店長 2014年5月 同社公用営業部長 2019年1月 同社常務理事四国エリア担当兼四国支店長 2022年1月 NX商事株式会社取締役専務執行役員営業本部長 2023年1月 同社取締役専務執行役員マネジメント本部長 2024年12月 同社退社	0株

(注) 1. 清水明氏は、社外監査役候補者であります。

2. 清水明氏は、物流業に長年従事し、要職を歴任し高度な専門知識と豊富な経験を有するとともに、経営職としての経験から、企業活動全般に幅広い見識を有しております。これらの経験・見識を活かし、経営の監視及び助言をいただくことで、経営、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 当社と清水明氏の間には特別な利害関係はございません。

4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「3. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

TKPガーデンシティ千葉 4階 コンチェルト

千葉県千葉市中央区問屋町1-45 千葉ポートスクエア内



交通

JR京葉線 「千葉みなと駅」 幸町・千葉港・間屋町方面出口
徒歩11分

JR総武線 「千葉駅」 東口 バス10分

千葉モノレール1号線 「市役所前（千葉県）駅」 出入口1
徒歩7分

京成千葉線 「千葉中央駅」 西口 徒歩9分